

国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、<u>総務部総務課 広報・基金室</u>において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、<u>総務部総務課広報・基金室</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 次長 3人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、<u>企画課</u>において処理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務は、関係部署の協力を得て、<u>企画課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。